

# 第4回協議会：法定協議会として正式に承認

- 第4回協議会で、水防法の一部改正により正式に法定の協議会となった。
- 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町が追加となり、取組方針も町の内容（土砂災害）が追加された。

## 協議会の構成員抜粋

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
延岡市	市長
高千穂町	町長
日之影町	町長
五ヶ瀬町	町長
宮崎県	総務部危機管理局長兼危機管理課長
"	県土整備部 河川課長
"	県土整備部 砂防課長
"	延岡土木事務所長
"	西臼杵支庁長
気象庁 宮崎地方気象台	宮崎地方気象台長
国土交通省 九州地方整備局	延岡河川国道事務所長
アドバイザー※	宮崎大学名誉教授 杉尾 哲
"	宮崎大学教授 村上 啓介

**構成機関に新たに3町が追加された**

**取組方針には、3町の内容を追加（土砂災害に関する内容も追加された）**

## 取組方針の抜粋

## 正式に法定協議会となる

項目	現状の取組○、検証結果●
	○ 避難勧告発令に着目したタイムラインに基づき、首長と延岡河川国道事務所長・河川管理者とのホットラインでの情報共有を実施している。
	○ 延岡市における避難勧告等発令のタイミングは、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成に関するガイドライン」(内閣府 H27.8・H29.1 改訂) より1段階早めに出すことで調整を行っている。に基づき発令している。
	○ 高千穂町では、毎年、土砂災害全国統一防災訓練に合わせ、地区を選定し防災避難訓練を毎年実施している。【再掲】 ・防災訓練：平成28年度(193人)、平成29年度(300人)
	○ 日之影町では、毎年、土砂災害全国統一防災訓練に合わせ、防災避難訓練を平成21年より実施している。【再掲】 ・防災訓練：平成28年度(65世帯98人)、平成29年度(52世帯91人)
	○ 五ヶ瀬町では、毎年、土砂災害全国統一防災訓練に合わせ、地区を選定し防災避難訓練を毎年実施している。 ・防災訓練：平成29年度(54世帯102人)
	● 避難勧告発令に着目したタイムラインは、運用実績が小さい。 ○
	● 防災関係機関が、「いつ」「誰が」「何をするのか」の共有が十分でない。 P
	● 適切な避難勧告等を発令するためのリアルタイム情報が十分ではない。 Q
	○ 県は、大雨警報(土砂災害)及び土砂災害警戒情報が発表された際には、FAXやメールにより市町村に伝達している。
	○ 土砂災害に関するタイムラインを全市町村で策定している。
	○ 土砂災害警戒情報発表時や土砂災害危険度3到達時に、土木事務所長等から各市町村長等にホットラインを実施する。
	● タイムラインやホットラインは、今後の運用実績を踏まえて、更なるブラッシュアップが必要。 QQ
	● 避難勧告の発令タイミングなどに、洪水及び土砂災害タイムラインと地域防災計画間で合致しない部分がある。 RR

※規程第3条3項に基づく

# 第4回協議会：土砂災害の減災目標を追加

●五ヶ瀬川水系県管理河川の浸水被害や土砂災害における目標として、新たに2つの目標が掲げられた。

## ■五ヶ瀬川水系等県管理河川の浸水被害や土砂災害における目標

### 【概ね5年間で達成すべき目標】

平成29年6月1日には、既存の協議会に県管理河川や土砂災害も加えた「五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会」が発足した。県管理河川や土砂災害に関して、各地で頻発する大規模災害を鑑み、「施設で守り切れない災害は必ず発生する」との認識に立ち、社会全体で水害・土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、本協議会の各構成員が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

- ① 大規模氾濫等に対し地域防災力を高め「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指す
- ② 広域的な浸水被害・土砂災害に対し「安全な場所への確実な避難」・「被害の最小化」を図る